

事務局 長
医学教育部 長
病 院 長
教 務 部 長 殿
学 生 部 長
図 書 館 長
高等看護学院 長

防衛医科大学 校長

配置指定について（通達）

改正 平成元年 5月29日
平成 5年 4月 1日
平成 7年 3月31日
平成 8年10月 1日
平成13年 8月 1日
平成14年 4月 1日
平成23年12月27日
平成24年 4月 6日
平成26年 4月 1日
平成26年 9月25日
令和 5年 6月30日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 配置指定の対象

配置指定は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第3条第18号に定める補職のうち、部課室等の勤務を命ぜられた者（以下「部課室等勤務者」という。）に対して補職された日と同日付をもって行うものとする。

2 配置指定権者

配置指定権者は、別表第1の左欄に掲げる者について、それぞれ右欄に掲げる者とする。

3 配置指定要領

- (1) 部課室等勤務者の配置指定は、配置指定書（別紙様式）をもって行うものとする。
- (2) 配置指定の範囲は、次によるものとする。

部課室等勤務者については、防衛医科大学校の内部組織に関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第59号）並びに防衛医科大学校の医学教育部、病院、防衛医学研究センター及び高等看護学院の内部組織に関する訓令（昭和54年防衛庁訓令第21号）に定める係等に配置する。

なお、係等の定めのない組織に補職された部課室等勤務者については、配置指定を省略することができる。

4 配置指定の書式

配置指定の書式については、別表第2に示すところによる。

5 配置指定の報告及び通知

部課室等勤務者の配置指定を行った配置指定権者は、その都度速やかに当該配置指定書の写を防衛医科大学校長（事務局総務部総務課長気付）に提出するものとする。

6 人事記録への記入

配置指定が行われた場合には、人事記録にその旨を記入するものとする。

附 則

- 1 この通達は、昭和56年7月22日から施行する。
- 2 この通達の施行前から在職する対象者については、この通達の相当規定に基づいて配置指定されたものとみなす。
- 3 前項に該当する者の人事記録への記入については、施行日において現に配置されている第3項第3号に定める範囲を記入するものとする。

附 則

この通達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この通達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。

別表第 1

区 分	配 置 指 定 権 者
事務局総務部総務課に勤務する者	総務課長
医学教育研修センター研修管理室に勤務する者	医学教育研修センター研修管理室長
学生部学生課に勤務する者	学生課長
防衛医学研究センターに勤務する者	防衛医学研究センター長
医学教育部に勤務する者	医学教育部長
病院に勤務する者	病院長

別表第2

補 職 態 様	配 置 指 定 例	備 考
「〇〇部・課・室勤務を命ずる」	「〇〇係に配置する」 「兼ねて〇〇係に配置する」 「〇〇係の配置を解く」	自衛官の人事記録への記入例 兼務配置の例 兼務配置の解除の例

別紙様式

No. _____						
配置指定書 (伺)						
決裁				配置指定権者		
		決裁	年 月 日	起案	年 月 日	担当者 電話
No.	指定年月日	指 定 事 項	職又は所属	階(等)級	氏 名	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

No. _____						
配置指定書						
防衛医科大学校長 (総務課長気付) 殿			配置指定権者			
	決裁	年 月 日	起案	年 月 日	担当者 電話	
No.	指定年月日	指 定 事 項	職又は所属	階(等)級	氏 名	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考：2枚複写として使用する。